



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第912号 令和8年2月10日発行

目 次

【告示】

番号	表	題	担当課名
8 1		指定障害児通所支援事業者の指定を取り消した件	障がい福祉課
8 2		保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
8 3	同		同
8 4	同		同
8 5	同		同
8 6	同		同
8 7	同		同
8 8	同		同
8 9	同		同
9 0	同		同
9 1	同		同

徳島県告示第八十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の五の二十四第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者に係る同法第二十一条の五の三第一項の指定を次のとおり取り消した。

令和八年一月十日

徳島県知事 後藤田 正純

指定障害児通所支援事業者	指定障害児通所支援事業を行う事業所	障害児通所
名 称	名 称	支 援 の 種 類
所 在 地	所 在 地	取 消 年 月 日
株式会社豊結会 阿南市那賀川町小延三九番地三	児童デイサービスセンターフォリュウ 佐古駅前	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
児童デイサービスセンターフォリュウ 八万 常三島	児童デイサービスセンターフォリュウ 南昭和町	徳島市北佐古一一番町七番一 南昭和町二丁目一 番地一
同	同	同
同	同	同
同	同	同

徳島県告示第八十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の
ように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

美馬市穴吹町三島字三谷九〇二、九一六の一、九一六の三、九一八、九一九、九一〇
の一、一〇四三、一〇五〇の一

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三谷九〇一・九一六の一・九一六の三・九一八・九一九・九一〇の一・一〇四

三・一〇五〇の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水產
部森林土木・保全課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第八十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の
ように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町大戸字大ヤシキ一〇の三

二　指定の目的

水源の涵養かんよう

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び
那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第八十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の
ように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

三好市井川町椎ノ峯七三〇一の二、井川町渡り瀬七五七三

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

井川町椎ノ峯七三〇一の二・井川町渡り瀬七五七三（以上二筆について次の図に
示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産
部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第八十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の
ように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

三好市井川町山の藤三六三、井川町乳ノ久保五一九の二〇から五一九の二五まで
、井川町釜谷七二三一の一、七二三一の二、七二三三の一、七二三三の二

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

井川町乳ノ久保五一九の二一三・五一九の二一四（以上二筆について次の図に示
す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水產
部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第八十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

三好市池田町ヤサン四二二一の一五、四二二一の一七

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

池田町ヤサン四二二一の一五・四二二一の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第八十七号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の
ように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

三好市池田町白地井ノ久保一八一一の二六

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

井ノ久保一八一一の三六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産
部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第八十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の
ように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市山城町仏子字榎ノ本九七四、九七五、九八三、九九四、字フナ木八〇一、八〇
三の二、山城町栗山字岡田四〇〇の一、四〇一、字のふのゑ三九一の一、三九二、字ど
ふの元三九六の一、三九七の一、三九七の二、三九八、三九九の一から三九九の三まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び
三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第八十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の
よつて告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市西祖谷山村南山一一三の一、一一三の二、一一四の二、一一七の一、一一〇の

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

西祖谷山村南山一一三の一、一一三の三、一一四の三、一一七の一、一一〇の一

(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水產
部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第九十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

三好郡東みよし町西庄字桑内一九二、一九四

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑内一九二・一九四（以上一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第九十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による
保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次の
ように告示する。

令和八年二月十日

徳島県知事　後藤田　正　純

一　保安林予定森林の所在場所

三好市東祖谷久保八一五の一、八一三の一から八一三の四まで、八一四の一から八一
四の四まで、八七四の一、八七五

二　指定の目的

水源の涵養かんよう

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び
三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)